

参考資料(地域的な資金循環の形成関係)

- 地方における資金循環の現状
- 地域密着型ベンチャーファンドの事例 - 東北インキュベーションファンド
- コミュニティ・ビジネス・レンダーズ
- グリーンシート制度
- 電子債権を活用した企業の資金調達
- CSR（企業の社会的責任）の事例
- タイ：地域開発協会（PDA）による取組み
- 公益活動等に対する寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）
- 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要（個人住民税）
- 認定NPO法人制度の概要（現行）
- 民間の金融ノウハウを活用した地域の個人マネーによる地域活性化
- 山梨県甲州市 場所文化ファンド（仮称）
- 三重県四日市市 循環者ファンド（Jファンド）
- 東京都世田谷区 公益信託世田谷まちづくりファンド
- 山梨県早川町「サポーターズクラブ」

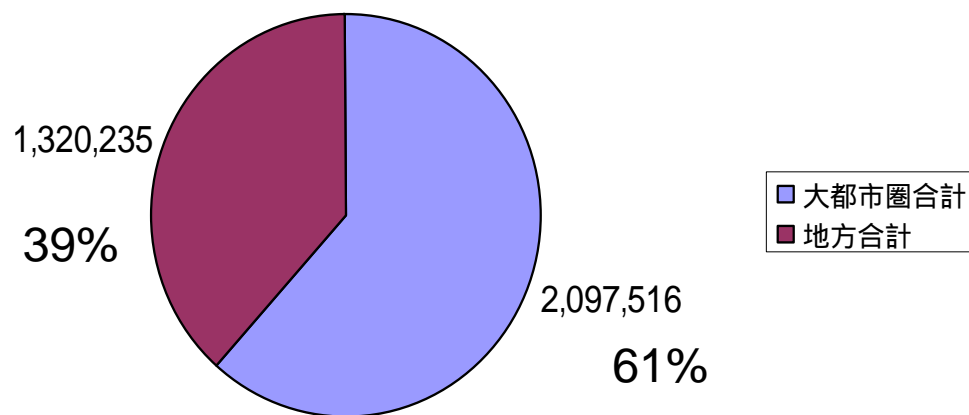
< 地方における資金循環の現状 >

個人金融資産約1500兆円のうち個人預金(国内銀行)は全国で約340兆円(2005.12月末)あり、地方圏のシェアは約4割。

2005年12月末	個人金融資産(兆円)
現金・預金 (国内銀行約340兆円)	783
株式以外の証券	93
株式・出資金	171
保険・年金準備金	390
その他	71
合計	1,508

(注) 1

大都市圏と地方の個人預金(国内銀行)の割合
(2005年12月末)



全国3,417,751(億円)

(注) 2

(出典)日本銀行調査統計局資料をもとに国土交通省国土計画局作成

(注1) 現金・預金: 現金、国内金融機関(郵便局、国内銀行、信用金庫等)預金 cf 国内銀行: 都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行
株式以外の証券: 国債、地方債、投資信託受益証券など

(注2) 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

<コミュニティ・ビジネス・レンダーズ>

アメリカでは、地域の信用組合の共同出資で、Community Business Lenders(CBL)という地域の中小企業や起業家向け融資の専門機関が設立され、信用組合に代わり、融資の審査・貸し出しが行われており、地域の資金が地域の中小企業等のために循環し、地域活性化に役だっている。

C B L

貸出債権の買い取り

出資

企業に対する
審査の代行
・貸出し

個々の信用組合は小規模で
審査能力に乏しい

信用組合

信用組合

融資拒否

融資申し込み

地域の
起業家

地域の
中小企業

CBLの融資が
地域活性化に寄与

CBLで融資の審査・貸し出しを行う人材

・CBLは、アメリカの金融街で活躍した人材が担い手の中心である。

（日本の場合、地方出身で大手銀行に就職した審査部門出身者等が定年後、出身地に戻り、担い手となることが期待できる。）

地元中小企業・起業家のメリット

・審査能力に乏しい個々の信用組合からでは、従前、受けることができなかった融資が可能になった。

信用組合のメリット

・自らは審査を行わず、審査のプロが審査した後の債権だけを買取ることができるため、貸し倒れのリスクが少ない。
・審査能力向上のために人材教育や設備投資などの費用を投ずる必要がない。

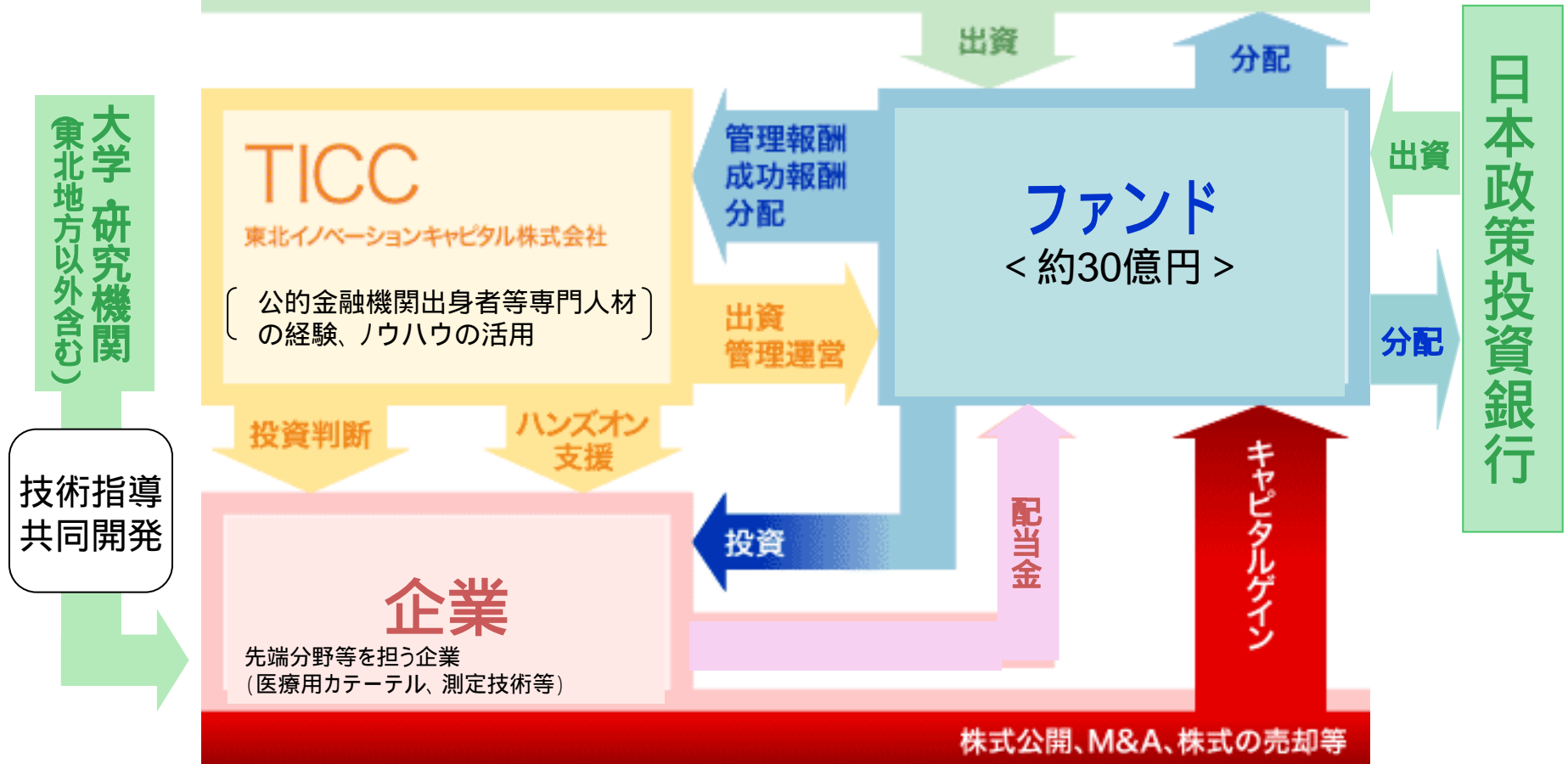
< 地域密着型ベンチャーファンドの事例 - 東北インキュベーションファンド >

地域の企業力等を活用した、地域密着型ベンチャーキャピタル。

- ・地域に拠点をおく事業への投資(地域限定)
- ・先端技術分野等のベンチャー企業への投資

ファンド出資者

東北イノベーションキャピタル(株)、(社)東北経済連合会、東北電力(株)、(株)七十七銀行、(株)荘内銀行、(株)山形銀行など、計12法人



< グリーンシート制度 >

グリーンシート制度は、日本証券業協会が、株式未公開の中小企業の円滑な資金調達を目的に、平成9年7月からスタートさせた制度で、経営者等と縁のある者の参加（拡大縁故投資）や、企業の成長を応援したい投資家の参加が期待されている。

グリーンシートの由来

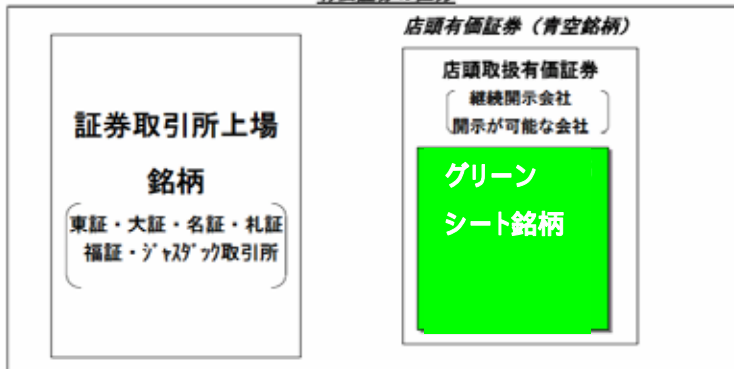
「グリーンシート」の名称は、若い樹木が次々と若葉を芽吹き大きく成長するように、参加企業に成長して欲しいとの願いを込め、参加企業の情報が記載されるシート等公表媒体を緑色に統一していることに由来する。



拡大縁故投資とは

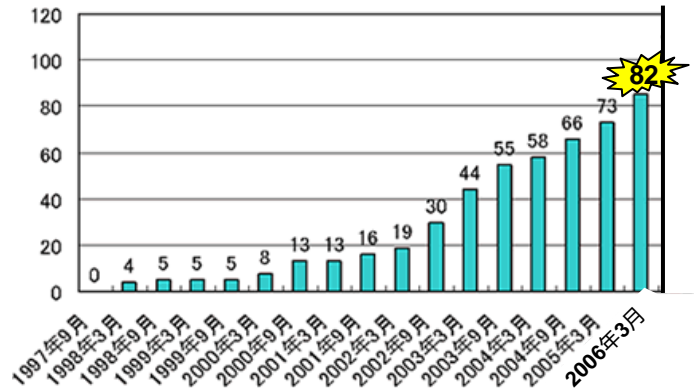
一般に、経営者の友人や親戚などによる株式投資を「縁故投資」といい、「拡大縁故投資」は、単なる縁故投資と異なり、証券会社が企業の成長性、リスク等の審査を行い、かつ、縁故者の対象が数千人から数万人規模になるものをいう。募集にあたっては、企業から提供された名簿等をもとに証券会社が募集を行うなどしている。

有価証券の区分



証券取引所に上場するためには、財務状況（利益、純資産額）等の諸条件をみとすことが必要。中小企業や設立後間もない企業にとって、これら基準をみとすことは容易でない。
グリーンシート銘柄になる条件は、「一定のディスクロージャー」のみ。中小企業等の資金調達がより容易となる。

グリーンシート銘柄数の推移（エマージング・オーディナリー）



エンジェル税制による優遇措置

グリーンシート銘柄のうち、ベンチャー企業に投資した投資家は、エンジェル税制の適用により下記の優遇措置を受けることができる。

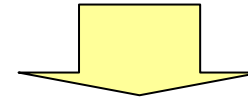
- ・投資した年度の当該投資額の課税繰延
- ・株式を譲渡した場合の譲渡益を1/2に圧縮して課税
- ・公開前の譲渡により損失が生じた場合、損失の翌年以降3年間繰延控除
- ・公開前に、投資した企業が破産等した場合の繰延控除

< 電子債権を活用した企業の資金調達 >

インターネットを活用した売掛債権の売買など、企業の機動的な資金調達を目指す「電子債権構想」の検討。

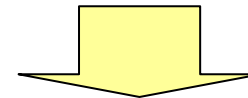
【課題】

- ・管理コスト等の問題から手形の利用頻度の低下
- ・指名債権譲渡など手形以外の手段による売掛債権の譲渡に係る問題
 - > 満期前に「割引」をうけることにより現金化することができない。
 - > 債権の不存在、二重譲渡のリスク



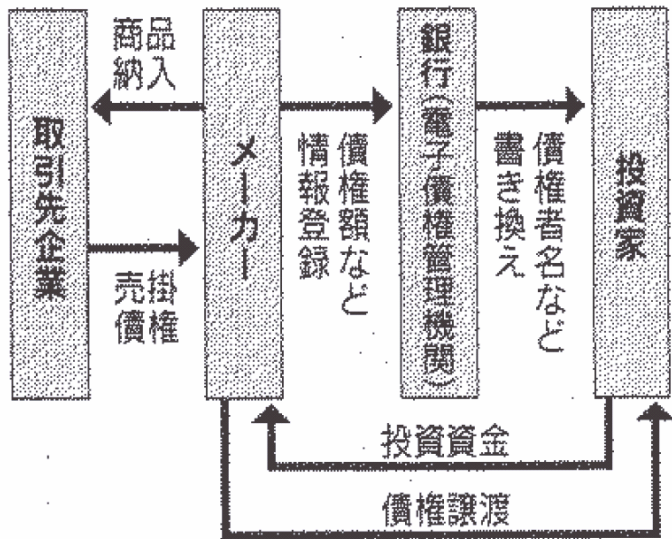
【電子債権の仕組みの骨格】

- ・電子債権は原因契約(売買等)とは別個に発生・譲渡される金銭債権。
- ・電子債権は電子的な原簿に登録されることで発生し、電子的な原簿に移転登録することで譲渡される。各債権ごとに契約書を作成する必要がなく、印紙も不要。
- ・電子債権管理機関(仮称)と利用契約を締結した利用者は、銀行の振込手数料程度の利用料を支払うだけで利用できる。
- ・利用者は手形の「割引」のように電子債権の「割引」をうけることで満期前に現金化することができる。



企業の機動的な資金調達が実現

債権電子取引の流れ



(出典)日本経済新聞2006年3月24日朝刊より抜粋

< CSR (企業の社会的責任) の事例 >

企業に対する評価が、財務面だけでなく環境保全、地域貢献など非財務的な側面にも広がっていることなどを背景に、CSRの取組みが広がっている。

自然とアート、建築の共生をテーマとする事例 (ベネッセアートサイト直島)



ベネッセハウス

【概要】

「世界中の子どもたちが集まり、自然の中で学ぶことができる場をつくりたい」という創業者の思いが、「直島国際キャンプ場」(香川県直島町)のオープン(1989)につながる。その後、「自然とアート、建築の共生」をテーマに、宿泊施設と現代アート美術館がいっしょになった「ベネッセハウス」がオープン(1992)。さらに、島内の古い家屋を改修し、アーティストが家の空間そのものを作品化する「家プロジェクト」がはじまり(1998)、アーティストの制作過程に島民が参加するなど活動が地域へと広がりをみせている。平成17年には約17万人の観光客が訪れるなど、地域活性化に役だっている。

国内の緑化支援の事例 (知床・森の再生植樹活動)



【概要】

北海道斜里郡斜里町が、乱開発の危機にさらされていた知床の開拓跡地を買い取り、植樹により緑の回復を目指した「しれとこ100平方メートル運動」に、イオン環境財団が賛同、2002年から5カ年計画で植樹活動を支援。また、絶滅の危機にあるシマフクロウが棲む森を再生するため、「シマフクロウに森を返そう！」募金キャンペーンを行い、約1920万円の寄付を知床財団に行った。植樹活動を通じて、地域内外のボランティアに交流が生まれ、また、地元高校生の森づくり体験授業の場としても活用されている。

(出典)ベネッセコーポレーションHP (http://www.benesse.co.jp/IR/japanese/csr/Benesse_CSR/index.html)、

(財)イオン環境財団HP (<http://www.aeon.info/ef/jp/kokunai/index.html>) をもとに国土交通省国土計画局作成

タイでは、地域開発協会(Population and Community Development Association)によるPDAプロジェクトを通して、企業と貧しい村の村民が協働して生活環境改善に取り組んでいる。

地域開発協会とは
地域開発協会は、1974年に設立されたNGOでタイ国内に、16箇所の地方オフィスを有している。運営資金は、企業、自治体の寄付が中心であるが、一部の地方オフィスでは事業の収益により、運営費を賄うまでに至っている。

PDAプロジェクトの内容
PDAプログラムは、設立以来、タイ国内の貧しい村の生活改善運動に取り組んでおり、PDAプロジェクトには、職業訓練、教育支援、水資源開発、避妊等の家族計画、エイズ治療活動等の医療・健康など、多岐にわたる活動が含まれている。

審査基準
どの村でどのようなプロジェクトを実施するかについては、スポンサー企業の意向、実現可能性等を総合的にみて判断される。例えば、水資源開発の場合、スポンサー企業の意向のほか、地域の水資源状況、農村の水需要などの実現可能性が審査される。

職業訓練

スポンサー企業が、貧しい村の村民に職業訓練の機会を提供し、村民が習得した技術を活かし職を得ることで、村民の生活が向上するよう支援している。



教育支援

スポンサー企業が、貧しい村の学校に給食を提供したり、子どもたちのための奨学金を設けることで、貧しい村の子どもたちが教育を受けることができるよう支援している。



< 公益活動等に対する寄附金に関する税制(国税)の概要(現行) >

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金	指 定 寄 附 金	特定公益増進法人 に対する寄附金	認定NPO法人 に対する寄附金
寄附をした者の 税制上の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 公立高校 公立図書館 ※森保会 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国宝の修復 オリンピックの開催 赤い羽根募金 私立学校の教育研究等 国立大学法人の教育研究等 など 	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社などの特殊法人 民法34条法人のうち科学技術の試験研究や学生に対する学資の支給を行うもの 学校法人 社会福祉法人 など 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動を行う法人(NPO法人)のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの
所 得 税	「寄附金(※) - 1万円」を所得から控除 ※ 総所得の30%を限度			
法 人 税	全額損金算入	一般の寄附金(注1)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%)×1/2		
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

- (注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので(所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%)×1/2を限度として損金算入される。
2. 個人が法人に対して土地等の資産を贈与した場合には、通常、資産の譲渡があったものとみなして所得税が課税されるが、公益の増進に著しく寄与する公益法人等に対する贈与等で、国税庁長官の承認を受けたものは非課税。
3. 公益法人、NPO法人に贈与又は遺贈した財産については、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除いて相続税又は贈与税は課税されない。

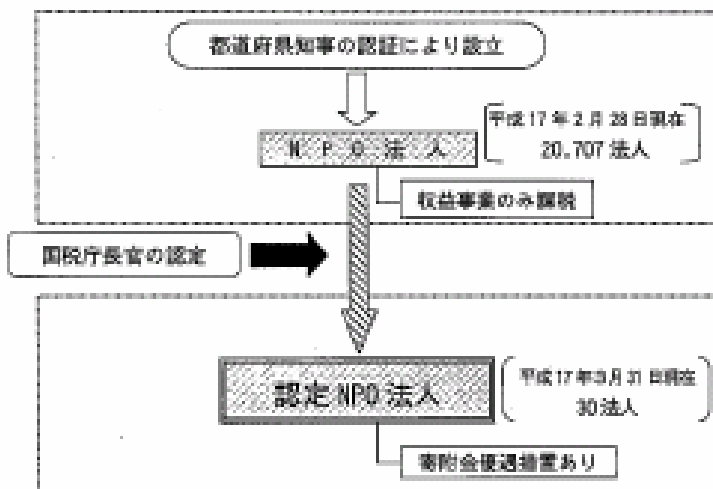
< 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要(個人住民税) >

<p>寄附金の区分</p>	<p>都道府県、市区町村 に対する寄附金</p> <p>〔 ・ 公立高校 ・ 公立図書館 ・ 都道府県等に対する災害義援金 など 〕</p>	<p>都道府県共同基金会 に対する寄附金 (財団法人等が主体となり都道府県共同基金に属する)</p> <p>〔 ・ 赤い羽根募金 など 〕</p>	<p>日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (財団法人等が主体となり日本赤十字社に属する)</p> <p>〔 ・ 救急医療体制の整備等に 充てるための寄附金 など 〕</p>
<p>寄附をした 個人の税制上 の取扱い</p>	<p>「寄附金(※) - 10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度</p>		

< 認定NPO法人制度の概要(現行) >

認定NPO法人制度は、NPO法人のうち、その運営経緯及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものを「認定NPO法人」として、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

[NPO法人(特定非営利活動促進法に基づくもの)]



(注) 認定期間は2年

認定NPO法人の認定基準(概要)

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること
(いわゆるパブリック・サポート・テスト)

$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{5}$$

- 広く一般を対象とした活動を行っていること(会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと等)
- 適切な情報公開(収入の明細等の資金に関する事項、資産の状況等に関する事項、支出した寄附金に関する事項等を記載した書類等を閲覧させること等)
- 事業内容の適正性(役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと等)
- 運営組織の適正性(役員や社員のうちその親族が占める割合が一定以下であること等)

認定NPO法人数の推移

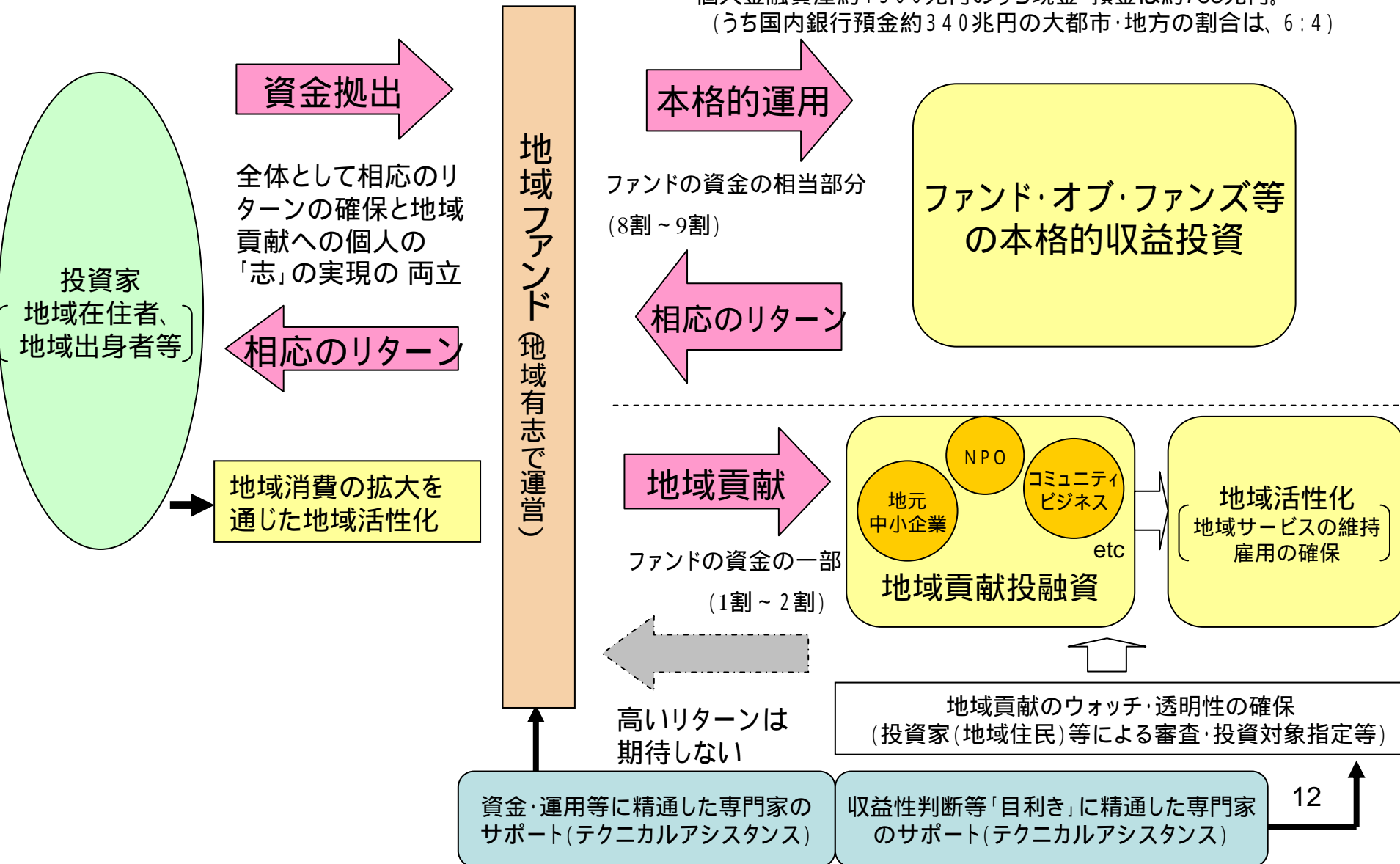
(平成17年3月31日現在)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 認定法人数
認定法人数	8	9	10	8	30
新規申請件数	11	12	18	28	

< 民間の金融ノウハウを活用した地域の個人マネーによる地域活性化 >

民間の金融ノウハウの活用により、地域に眠る預金等の個人マネーを循環させ、投資家としてのリターン確保と地域貢献への個人の「志」の実現を図る。

個人金融資産約1500兆円のうち現金・預金は約783兆円。
(うち国内銀行預金約340兆円の大都市・地方の割合は、6:4)



山梨県甲州市(勝沼) 勝沼場所文化ファンド(仮称)

【背景】

山梨県甲州市は、長い歴史を有するブドウ栽培とワイン造り、街道文化や農山村の特性・風土から醸し出された地域資源を活用した地域活性化の取り組みが盛んな地域である。

そうした実績に、地域文化(場所文化)の再評価と活性化を目指した活動を地域(場所)へのこだわりで強い意思を持つ人々の交流で実現することを目指した、東京を拠点に活動する有志の集まり「場所文化フォーラム」(企業役員や大学教員、学生が構成)が、人的ネットワークを経由して注目し、勝沼地域への視察「場所文化ツアー」を実施。

それを契機として、地域内外の「資金交流」(資金循環)と人・物の交流を連動させる地域通貨や、農・林・景観保全等への投資等の仕組みづくり(「場所文化ファンド」)を通じて、内発的な地域活性化の取り組みの持続性、発展性を、地域内外の協働によって実現することを構想することとなった。

【構想の概要】

世界ブランドの構築を目指す勝沼ワインなど、地域内・外の交流の契機となる地域資源活用型の事業展開に、その「場所」へのこだわりの強い意思を持つ内外の人から資金を調達する手段として、LLP/LLCによって運営される地域ファンドを設立。地域住民に対しては「円」により配当、地域外住民には「場所通貨」(地域通貨)により配当。地域ファンドは、勝沼ワインに関する商品の高付加価値化、ブドウ栽培農家の経営改革、ワインを主とした交流・滞在拠点づくりや、街道文化に関する新商品づくり、TMOへの支援を行う活動など、地域内の各個別のプロジェクトのSPC・LLC設立時に基本財産を出資し、経営に参画。各プロジェクトは、上記ファンド資金のみならず、政策投資ファンドからの出資やまちづくり交付金の導入など、市民・行政機関・各種金融機関等との協働により、独自の資金調達活動も展開。

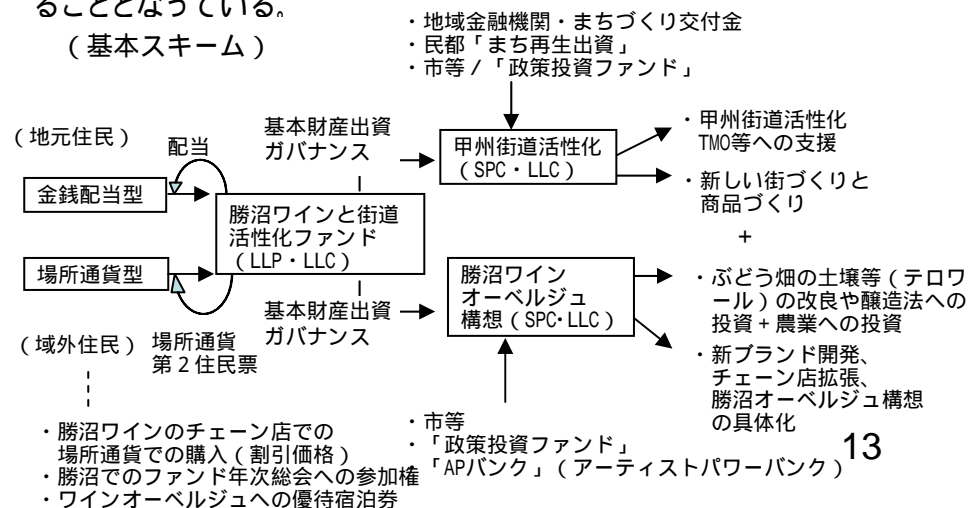
【期待される効果】

- 域外の人達の参画とその「場所」の価値を創造する自然や景観への長期投資を前提とした新たな地域通貨スキームの構築
- 出資を通じた参画による地域内・外住民の地域づくりに対する当事者意識の醸成と、それを通じた新たなソーシャルキャピタルの醸成・増強
- サステナビリティの追求という志とそれを支える経済性の確保を、金銭配当型と場所通貨配当型の組み込みによって両立
- 民間・公的機関金融機関との連携によるファンドの重層化を構築し、よって地域での資金循環の厚み・継続性を向上
- 既存の経済・金融資本の仕組みを活用しながら、それと両立しうる個性豊かな多様性のある地域の経済的自立性と、人的交流増による賑わいの獲得、持続性の確保

【今後の展開】

「場所文化フォーラム」からの提案を受け、本構想の実現に向けて地域住民の有志が「勝沼文化研究会(仮称)」を組織し、地域外住民や行政との協働体制の検討も含め、地域での実現可能性を検討することとなっている。

(基本スキーム)



三重県四日市市 循環者ファンド(Jファンド)

【背景】

三重県四日市市は地域防犯活動、子育て支援、環境保全活動など公共的なサービスが数多くのNPO等により展開され、一方で平成12年には国内で初の地域通貨のイベントが開かれるなど住民主体の活動が積極的な地域である。そうした中、平成14年より、住民活動団体の資金的な経営資源が乏しいことを改善し、さらに地域経済の活性化を目指す仕組みづくりの検討が始まり、平成16年度より運用が開始されている。

【概要】

- まちづくり活動を支援する地元NPO(コミュニティレストラン「こらぼ屋」)が運営に携わる事務局に登録された住民活動団体に対して寄付を市民等から募り、寄付された資金(円)はが住民活動団体に交付される。また、寄付者に対しては、寄付額に応じた地域通貨が発行され、寄付者はファンドの趣旨に賛同する協力店などで、モノ・サービスの購入の一部に地域通貨を充てることができるシステムである。(平成16年10月募集開始)
- また、地域通貨の利用促進の取り組みも同時に行われ、地域通貨を使った高校生のビジネス体験イベントによる人材育成事業等が展開されている。

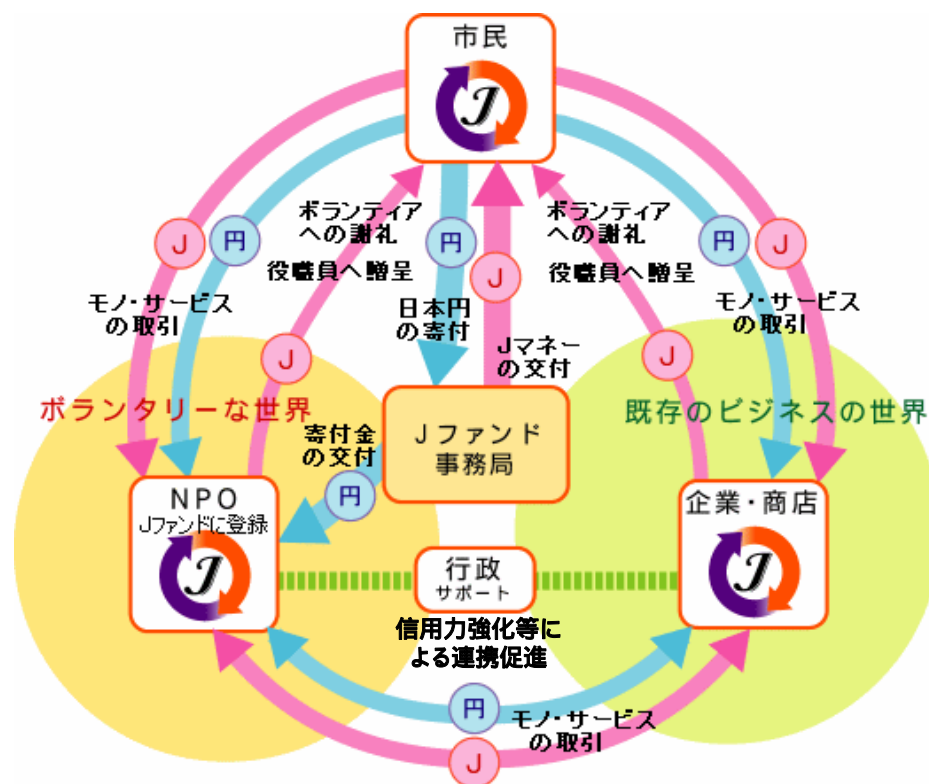
【期待される効果】

- NPO等の資金確保
- 地域通貨を媒介した市民、企業、NPO等、商店等のつながりや協働の醸成
- 地域通貨が呼び水となった地域内事業者(協力店)の利用頻度の向上(実態経済への好影響)

【実績】(募集開始後1年)

- 寄付金額: 300万円以上(三重銀行からの200万円含む)
- 寄付金額: 1人500~1,000円程度が多い(制限なし)
- NPO等への交付: 約240万円
(20%の約60万円は事務局手数料)
- 登録NPO等数: 31団体
- 登録協力店: 74店舗(NPO等の団体も含む)

三重銀行は定期預金契約者に地域通貨をプレゼント



(出典) 循環者ファンドホームページ <http://j-fund.web.infoseek.co.jp/j-sec.htm> 等より

東京都世田谷区 公益信託世田谷まちづくりファンド

【背景】

東京都世田谷区は昭和57年に全国に先駆けて、区民のまちづくりの権利と責任を規定した「世田谷区まちづくり条例」を制定し、子供の遊び場づくり、防災まちづくりなど住民参加による活動を実践する地域である。

しかし、一方で行政主導では住民参加の効果が事業に十分に反映されないことから、住民・行政・企業の連携を図る都市整備公社を設立し、住民主導のまちづくりを支援するアドバイザー機能を強化し、それを財政面から支える住民寄付を促進するために、平成4年に公益信託を設立した。

【概要】

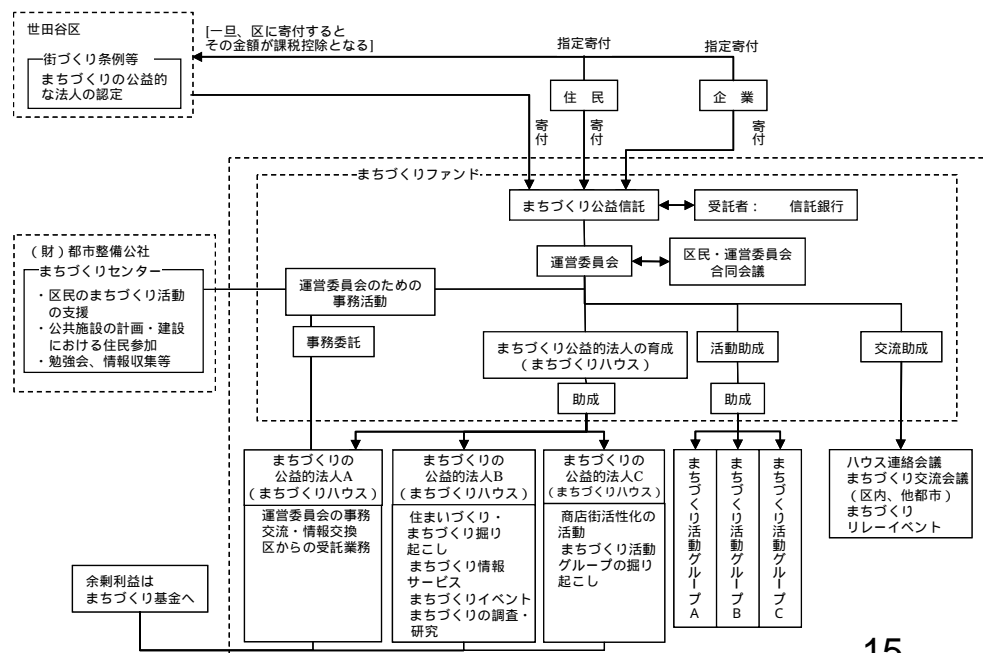
- 一般の個人や企業・公社の寄付により、公社がファンドを中央三井信託銀行に委託
- 個人・企業の定額寄付は継続が条件となり、個人は一口5千円/年、企業は一口5万円/年。ほか任意額の寄付もあり。
- 助成先の審査は、学識経験者等10名からなる運営委員会による公開審査を経て、最終的に信託銀行が決定
- (助成区分)
 - 住民組織の立ち上がり期支援
 - まちづくり活動への支援
 - 住民団体サポート組織「まちづくりハウス」への支援
 - 特別テーマへの支援
- 応募団体の運営アドバイス、助成成果の発表会等を通じた団体間の交流の場も設定
- (財)民間都市開発機構の「住民まちづくり型ファンド支援制度」が当ファンドを支援(平成18年度)

【期待される効果】

- 資金面での住民活動の支援
- 成果発表会等を通じた応募団体間のお互いの活動内容の理解、連携促進など、ファンド助成を契機としたネットワーク形成
- 公的な機関(ファンド)による助成団体活動の信用向上
- 寄付を通じた市民・企業のまちづくり活動への参加意識の醸成

【実績】(平成4～17年)

- 寄付総額: のべ1.3億円(当初は公社の寄付30百万円)
- 助成額: 年間総額500万円(1件当たり5～50万円)
- 助成実績: のべ165団体(平成17年度26団体)



山梨県早川町「サポーターズクラブ」

【背景】

山梨県早川町では、地域住民が主体となった地域づくりの実現を目指し、平成8年にまちづくりシンクタンク「日本上流文化圏研究所」を設立し、住民主体の地域づくりを推進。

平成15年からは地域全体を博物館とするフィールドミュージアムに取り組んでおり、24の住民グループが、エコツアーのガイド育成など各種事業を実施。

【サポーターズクラブ設立】

上記の取組が進む中で、事業費の確保が課題となり、これを解決する手段として、外部資金の獲得、及び地域内外の協力によるまちづくりや交流促進を目的として「サポーターズクラブ」を設置(平成16年)。

【概要】

同クラブは、町外部の人に会費(右記)を支払いサポーターとして登録してもらい、その会費のうち2,500円を、住民グループによる「地域の歴史や文化を活かしたまちづくり」の事業資金として活用する仕組みである。サポーターからの資金(2,500円分)は、各種事業を実施する住民グループへ助成金として交付される。単年度で資金全額を助成金として活用しており、積立による資金運用は行っていない。

サポーターとなった会員には、右記のような特典がある。



住民グループがガイドを務める
会員限定ツアーの様子(早川町内)



会報誌「やまだらけ」

【クラブ規模】(平成18年2月8日現在)

一般会員:142人
物産会員:127人 } 合計:269人

【助成実績】(平成17年度)

観光客向けの遊歩道の整備に取り組む
2グループへ各25万円を助成

会費

一般会員:5,000円/年
物産会員:14,000円/年(地元産品を定期的に直送)

会員特典

- ・会報誌「やまだらけ」の購読(年6回)
- ・旬の産物の会員価格での購入
- ・会員限定ツアーへの参加
- ・観光施設での優待サービス

(例:会員証提示により提携宿泊施設で
地元産ワイン1杯サービス等)